

第 2 号 (令和 4 年 9 月 1 6 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和4年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和4年9月16日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年9月16日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年9月16日午前10時41分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	奥田	俊夫	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介 議会書記 林田 夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男 副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎

教 育 長 中田 邦和
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
上 下 水 道 課 長 仁木 崇

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和4年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和4年9月16日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 令和3年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第40号 令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第41号 令和3年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第42号 令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第38号 令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第7 議案第39号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第8 発議第6号 安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。ただいまから、令和4年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

谷田みさお議員より、発議第6号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、奥田俊夫議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

次に、日程第2、令和3年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。監査委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和3年度の決算審査でございますけれども、皆さんご承知のように、長引くコロナ禍の中でございました。職員の皆さんの絶大なる協力によりまして、おかげさまで無事終了することができました。その中で、一般会計、特別会計共に黒字であるということも確認させていただきました。そういう点におきましては、当然ながら、経常収支比率等も非常によいということで評しておるわけでございますけれども、皆さん方に意見書も出させていただいている中で、やはり経常収支比率が73.6%と非常によい数字を出されており、前年度から5.7ポイント低下いたしました。非常に頑張っておられるなというように審査させていただいたわけでございます。

その中で、補足説明でございますけれども、文章的にも落としておりますので、文章を朗読させていただきまして説明に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきます。

8月29日、8月30日、9月1日の3日間にわたりまして、ここに出席

していただいております岡田議員とともに決算監査を実施させていただきました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務聴取、その他の審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、個々に抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。令和3年度は第5次井手町総合計画の開始年度であり、計画で示す基本目標に沿い、目標達成に向けて取組がなされています。

歳入につきましては、本町は自主財源が乏しく、依然として依存財源が多く占めている状況ですが、交付税や補助金など、有効に活用しながら、各事業を着実に遂行されていると高く評価するところであります。現在、新庁舎建設という町の将来を左右する大きな事業の取組を始め、いち早く新型コロナウイルス感染対策事業に取り組まれておりますが、様々な事業に取り組む上で必要なものは財源であり、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編、整理など、積極的に行政改革に取り組まれていることが、大型事業に取り組みながらも現在の健全財政につながっていることは言うまでもありません。また、府内で住民サービスについては上位に位置しながら、計画的に基金を積み立て、それらを有効に活用されて、健全な財政運営に努められるなど、評価すべき点が随所で見受けられます。

今後につきましては、歳入歳出両面において中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

私の方からは以上でございます。

議長（西島寛道） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第3、議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題とします。

議案第40号、提出者からの提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第40号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和3年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和3年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和3年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

それでは、132ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額6億2,535万6,406円、歳出総額5億8,398,381円、歳入歳出差引額3億8,695万8,025円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費逓次繰越額ゼロ円。繰越明許費繰越額1,789万2,000円、事故繰越し繰越額ゼロ円。計1,789万2,000円、実質収支額3億6,906万6,025円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申します、ゼロ円でございます。

次に、160ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額8億7,547万1,028円、歳出総額8億1,384万663円、歳入歳出差引額6,163万365円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6,163万365円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、174ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入

歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 5, 393 万 4, 749 円、歳出総額 4, 200 万 9, 895 円、歳入歳出差引額 1, 192 万 4, 854 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 1, 192 万 4, 854 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、188 ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 1 億 2, 607 万 6, 076 円、歳出総額 1 億 2, 291 万 8, 403 円、歳入歳出差引額 315 万 7, 673 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 315 万 7, 673 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、212 ページをご覧ください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 9 億 1, 965 万 3, 781 円、歳出総額 8 億 7, 302 万 1, 073 円、歳入歳出差引額 4, 663 万 2, 708 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 4, 663 万 2, 708 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、222 ページをご覧ください。介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 2, 605 万 1, 058 円、歳出総額 664 万 7, 416 円、歳入歳出差引額 1, 940 万 3, 642 円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額 1, 940 万 3, 642 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、238 ページをご覧ください。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額 4 億 7, 476 万 8, 470 円、歳出総額 4 億 6, 132 万 9, 520 円、歳入歳出差引額 1, 343 万 8, 950 円、翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費逓次繰越額ゼロ円。繰越明許費繰越額 10 万 6, 000 円、事故繰越し繰越額ゼロ円。計 10 万 6, 000 円、実質収支額 1, 333 万 2, 950 円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、239 ページをご覧ください。令和 3 年度財産に関する調書でございまして、内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第41号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第41号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に付する。

1 ページをお開き願います。令和3年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款水道事業収益、当初予算額1億3,445万円、合計、同額です。決算額1億3,259万4,055円、予算額に比べ決算額の増減、以下増減と申し上げます、185万5,945円の減。第1項営業収益、当初予算額1億963万6,000円、合計、同額です。決算額1億773万4,814円、増減190万1,186円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,481万3,000円、合計、同額です。決算額2,485万9,241円、増減4万6,241円。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計、同額です。決算額ゼロ円。増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億2,165万7,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億518万2,056円、不用額1,647万4,944円。第1項営業費用、当初予算額1億1,208万7,000円、流用増減額118万9,000円の減、小計1億1,089万8,000円、合計同額です。決算額9,527万6,763円、不用額1,562万1,237円。第2項営業外費用、当初予算額906万8,000円、流用増減額118万9,000円、小計1,025万7,000円、合計同額です。決算額990万5,293円、不用額35万1,707円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額50万円であります。

次のページをお開き願います。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額4,200万2,000円、補正予算額320万円、小計4,520万2,000円、合計同額です。決算額274万2,014円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、4,245万9,986円の減。第1項企業債、当初予算額4,000万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減4,000万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、補正予算額320万円、小計420万円、合計同額です。決算額274万2,014円、増減145万7,986円の減。第3項寄附金、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減。第5項負担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減100万円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額8,089万4,000円、補正予算額300万円、小計8,389万4,000円、合計同額です。決算額2,509万8,092円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、5,000万円、合計同額です。不用額879万5,908円。第1項建設改良費、当初予算額6,268万6,000円、補正予算額300万円、小計6,568万6,000円、合計同額です。決算額689万1,665円。繰越額5,000万円、合計同額です。不用額879万4,335円。第2項企業債償還金、当初予算額1,820万7,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1,820万6,427円、不用額573円。第3項その他資本的支出、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額1,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,235万6,078円は、当年度消費税資本的収支調整額10万6,010円及び過年度分損益勘定留保資金2,225万68円で補てんした。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第42号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第42号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

14ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額242万1,590円、歳出総額183万3,068円、歳入歳出差引額58万8,522円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額58万8,522円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の岡田久雄議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することにいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、令和3年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第42号、令和3年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、岡田久雄議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、鎌田隆宏議員、小割直彦議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、西島寛道議員、谷田みさお議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

次に、日程第6、議案第38号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) それでは、議案第38号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の介護保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,446万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,790万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和3年度の介護保険特別会計の精算見込みによる返還金等の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の

総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款国庫支出金、補正前の額2億2,338万1,000円、補正額62万7,000円、計2億2,400万8,000円であります。

次に、5款府支出金、補正前の額1億3,118万3,000円、補正額34万7,000円、計1億3,153万円あります。

次に、8款繰越金、補正前の額1,000円、補正額3,349万円、計3,349万1,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額9億2,344万3,000円、補正額3,446万4,000円、計9億5,790万7,000円あります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。6款諸支出金、補正前の額1万1,000円、補正額3,446万4,000円、計3,447万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の97万4,000円、一般財源の3,349万円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億2,344万3,000円、補正額3,446万4,000円、計9億5,790万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の97万4,000円、一般財源の3,349万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第38号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第39号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、議案第39号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

1ページをお開き願います。

第1表繰越明許費であります。2款事業費、1項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額1億2,245万1,000円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 合藪ポンプ場の改修事業を繰り越すということですが、当初予算でどれだけ上がっていたのか。そのうち、繰り越す比率はどのくらい、全部ですか。全く取りかからないということなのか、どうして繰り越さなければならない事情があるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 質問にお答えいたします。

合藪ポンプ場の建設事業費の予算ですが、令和4年度全額で1億2,

300万円ございます。そのうち、ここに提案させてもらっていますように1億2,245万1,000円を繰り越すというところです。その差額につきましては、既に見積りの委託等をしておりますので、それで執行しているというところです。

工期がなぜ年度をまたがるかというところですが、当初、8月に年度末の工期で発注していたのですが、手を挙げた業者が辞退となりまして、その理由を聞くと、コロナの影響などいろいろあって、年度内の完成が困難であるという回答がありましたので、その辺を反映しまして、再度、工期を年度をまたいで発注して、入札の準備にかかりたいと思っております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第39号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第6号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書を議題とします。

発議第6号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。それでは、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書を提案させていただきます。

岸田文雄内閣は、7月の参議院議員選挙の街頭演説中に銃撃され、死去した安倍元首相の「国葬」を9月27日に日本武道館で行うと閣議決定した。

「国葬」は、その費用の全額を税金で負担する法的根拠がなく、強行されれば、意見が分かれている安倍氏の政治を国家として賛美・礼賛することにつながると、国民の間で広く不安や批判、抗議の動きが広がっている。

安倍元首相のみを特別扱いにして「国葬」を行うことは、憲法第14条が規定する「法の下での平等」に反する。また、岸田首相が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表わす儀式」と述べているように、「国葬」の強行は、憲法第19条が保障する「思想及び良心の自由」に反し、国民全体に故人に対する敬意や弔意を強制することになる。

9月8日には国会で閉会中審査が行われたが、衆参両院合わせて約3時間の説明にとどまり、16億6,000万円もの概算費用の内容や、なぜ法的根拠もなく国会での審議も尽くさずに時の政府の判断だけで「国葬」が実施できるのかなどについて、十分説明がされたとは言えない。

国民の懸念に耳を貸さず、「国葬」を強行しようとする岸田内閣の姿勢は、故人を政治利用しようとするもので、民主主義に反する。

よって、岸田内閣の閣議決定での安倍元首相の「国葬」は中止するよう求める。という内容でございます。

亡くなられた方に、国民がどのような感情を抱かれて、弔意を個人的にお示しになるということは自由だと思いますけれども、それを国として行うということになりますと、幾ら政府が弔意を強制するということを文書等で要請したり通知したりはしないといいますが、やはり付度が働いて、既にほとんどの都道府県の知事が自分たちの管理する庁舎等で弔旗を掲げる等の対応をすると述べておりますし、やはり、命令でなくても、付度が働いて、国民、住民に対して思想、信条、内心の自由を侵すようなことにつながりかねないという危惧が大変強まっていますので、どんどん「国葬反対」の世論が増えている。昨日発表された時事通信の世論調査では、既にダブルスコアで反対の数の多いという状態になっています。

このような「国葬中止」を求める意見書については、全国どこでも今、地方議会が開会中でありますので、その途中ではありますが、神奈川県の上野原市、鎌倉市、鳥取県の南部町、長野県の南箕輪村など、報道されているだけで幾つかの市町村で既に可決されておりますし、どんどんと上程されてきているところだと思います。

本町でも、議員の皆さんが個人個人のお考えでもって、この「国葬」につ

いてどうお感じになるか。ぜひ、この中止を求める意見書に賛成していただきたいとお願いして、説明とさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第6号、安倍元首相の「国葬」の中止を求める意見書を採決します。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は9月30日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午前10時41分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 武 壽